

四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 7 号

四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例（昭和 3 5 年四日市市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>4 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とす</u></u></p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>4 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を</u></u></p>

る。

超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(財政経営部収納推進課)